

心得の基本

1 公立学校教員は、教育公務員であるということ

学校とは、一定の教育目的のもと、組織的・計画的に教育を施す施設であるが、その設置者により、「国立」、「公立」、「私立」があるため、それぞれの学校に勤務する教員の身分は同じではない。そこで、公立学校教員の身分であるが、「この法律において『教育公務員』とは、地方公務員のうち、学校（学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園）であつて地方公共団体が設置するものの学長、校長、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。」（教育公務員特例法第2条）とあるので、地方公務員であり、とくに教育公務員と呼ばれている。

したがって、教育公務員としての職務を考えると、その公務員としての地位に基づき、職務上及び職外において、公務員に課せられた義務があることを忘れてはならない。その基本は、公務員であるから、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために、全力をあげて職務に就かなければならないのは当然であり、さらに、法律（地方公務員法）に具体的事例が示されている。それは、次のようなことであるが、これらを十分認識することである。

- サービスの根本基準（30条）
- サービスの宣誓（31条）
- 法令等及び上司の職場の命令に従う義務（32条）
- 信用失墜行為の禁止（33条）
- 秘密を守る義務（34条）
- 職務に専念する義務（35条）
- 政治的行為の制限（36条）
- 争議行為等の禁止（37条）
- 営利企業等の従事制限（38条）

2 公立学校教員の採用は、選考であるということ

「選考」は、「銓衡」の現代表記で、「銓」は分銅、「衡」は量り竿であるため、「はかりしらべる」ということである。ところが、公務員採用方法の原則は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」（地公法第15条）とされていて、「受験成績」は、競争試験及び選考の結果で、「競争試験又は選考は、人事委員会が行うものとする。但し、人事委員会は他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して、又は国若しくは他の地方公共団体の機関との協定によりこれらの機関に委託して、競争試験及び選考を行うことができる。」（地公法第十八条第1項）とあり、とくに、この競争試験についての目的と方法については、「競争試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判断することをもってその目的とする。競争試験は、筆記試験により、若しくは口頭試問及び身体検査並びに人物性行、

学習指導案作成の基本

1 学習指導案作成について

① 学習指導案とは何か

これは、子どもたちを学習に熱中させ、新しい興味・関心、意欲・態度、思考・表現、知識・理解、気付きなどを養うため、教師の指導の道筋を表す授業の設計書である。そして、この設計書は、授業を組み立てる計画書であると同時に、授業に狂いがいかどうかを点検する役割もある。

② 子どものための指導設計であること

そのためには、学級の子どもの特徴を見抜き、授業の目標を明確にし、授業に対する教師の考えを盛り込み、子どもが期待通りに生き生きと活動できるかを点検する必要がある。したがって、授業の公開で学習指導案が使われるのは、目前の子どもの動きに加えて、授業参観者に、設計書からも授業を理解してもらおうという目的がある。いずれにせよ、子どものための設計書であるという立場で書くことが大切である。

③ 期待する子ども像を描くこと

学習指導案をつくるに当たっては、まず、ねらいは何かということが十分考えられていなければならない。つまり、目標設定が単なる言葉の遊戯にならないようにしなければならないということである。そして、指導を終えた段階では、どのような子どもになってほしいかという具体的な子ども像を頭に描き、その子ども像をねらいとして、学習指導案をつくっていくことが、極めて大切である。

④ 子どもの実態を原点とすること

次に、設計の原点を何に求めるかについても十分留意する必要がある。もし、教師の指導上の都合だけに求めるならば、教師中心の子ども不在の指導になりかねない。何はさておき、学習指導案をつくるに当たっては、設計の原点を子どもの実態に置くことである。

⑤ 教材としての事象の設計であること

例えば、理科の学習は、物や道具があってこそ成立する。そして、物の種類や量によって、起こる現象や子どもの活動が変わってくる。そこで、子どもの発想を促したり、発想を生かしたりできるように事象の選定や経験させる順序などを計画的に組織していくことが大切である。

⑥ 45分（50分）から45分（50分）への設計であること

学習指導案は、ふつう45分（50分）を単位として、子どもと教師、子どもと教材の関係を表現している。しかし、この45分（50分）には過去や未来が隠されているのであって、その時間をどう展開するかは、その時間の内容だけで決まるものではない。そこで、前時までにはどのような活動をしたか、次時にはどう展開するかによって決まるので、前後の学習を明確にした上で作成する必要がある。

⑦ 形式を整え記録すること

作成した学習指導案に基づいた授業実践の後、反省の資料として活用することである。

提出物による人物評価

最近、願書等選考の手続きに関する書類に加えて、評価の対象となる事柄を伝える書類提出が求められる傾向にある。旧文部省が「成績よりも人物評価を重視した教員選考への移行」を各都道府県教育委員会に通知（96年4月）したことから1次試験や専門科目の試験を免除する「特別選考」が広がりつつあるのである。このことについて、全教育委員会ではないが、どのような提出傾向があり、その際、書類作成上に留意すべきことは何かを知っておくことは大切なことである。

1 提出をもとめられている書面

- ① 「自己アピール」：記入用紙が1枚であり罫線が引いてある場合と罫線のない場合もある。また、記入に際しての要望として、「あなたのこれまでの経験を、教育実践にどのように生かすかアピールしてください。」「長所、特技、抱負などをお示し下さい。」「本県希望の動機をお書き下さい。」「箇条書きでもよい。」等の例がある。
- ② 「自己申告カード」：これも「自己アピール」と同様な用紙である。また、記入に際しての要望として、「教員を志望した理由。」「あなたはどのような点が本県教員にふさわしいと考えるか。」「海外留学や国際交流の経験などがあつたら記入してください。」等の例がある。
- ③ 「クラブ活動・ボランティア活動歴等」：記入用紙はそれほど広くはなく、罫線も引いてない場合も多く、「中学校」、「高等学校」、「大学」などと区分してあるものが多い。さらに、記入に際しての要望として、「著書、論文、研究発表、卒論テーマ等」、「趣味・特技」、「外国語能力」、「クラブ等で指導できる種目」、「賞罰」等の欄が示してあることもある。
- ④ 「志望の理由」、「志望の動機等」、「本県志望の動機」、：これは「自己アピール」に示したことと同様なものであるが、特にいうことである。しかも、記入に際しての要望には、「本県教員を志望した動機、あるいは教員となつての抱負等を記入してください。」と示してある。
- ⑤ その他：「人物に関する証明書」があるが、これは職歴のある人に対してのものであり、受験者の所属長の証明を必要としている。また、「人物考査書」として、能力や性格の評価欄があるとともに長所や短所及び総合所見等を記載して提出するものもあるが、これも受験者の最終卒業（見込）学校の学長、学部長等又は在職した所属長などが証明するようになっている。この他に「健康診断書」などもあるが、いずれも、受験者が記入するものではなく厳封して提出することになっているので、指示にしたがうことである。

2 提出書に対する書類作成の留意事項

1の⑤以外についてであるが、提出物は全て評価の対象になるのであるから、少なくとも次のことに配慮すること、とくに「自己アピール」については、記入例も示しておく。

① 読みやすさについての配慮

先に、記入用紙については、罫線が引いてある場合と罫線のない場合もあると記した。そこで、